

相

ケ

談しよう！

インターネット

どうしよう...

あ、もしもし...

(よかった、相談して...)

解雇
パワハラ
休暇
セクハラ
給料



ケンロウイ
鳥取県労働委員会
県庁第2庁舎7階(鳥取市東町)

相談ダイヤル 0857-26-7560

<http://www.pref.tottori.lg.jp/roui>

労働委員会とは？

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員(各5名)で構成された、労働者と使用者の間のトラブルを解決するための専門的な県の行政委員会です。



無 料 **秘密厳守** で以下の業務を行っています。

①労働相談

電話相談と面談は
平日
午前8時30分から
午後5時30分まで



【電話相談】
0857-26-7560

【例えば・・・】

- 賃金を支払ってくれない
- 突然解雇された！
- 就業規則を変更したい
- 有給休暇のことでちょっと聞きたいことが・・・



【面談】
県庁第2庁舎7階(鳥取市東町)に相談室を設けています



【メール相談】
roui@pref.tottori.jp

解決

他の機関へ

あっせん制度
を利用

②あっせん制度

【例えば・・・】

- 解雇されたが、納得がいかない。撤回してほしい
- 未払い賃金を払ってほしい
- 上司のセクハラをやめさせたい
- 経営不振による人員削減に納得してほしい



あっせん申請

実情調査

あっせん

解決

打ち切り

取下げ

- 個々の労働者と事業主との間で労働条件など(募集、採用は除く)のトラブルが発生した場合に、当事者からの申請により、あっせんを行います。
- 公益、労働者、使用者を代表するあっせん員が双方の主張を聞いて、歩み寄りによる解決をお手伝いします。